

特にこれからの季節、気になる感染症対策。その内容は多岐にわたります。取組やその効果などについて、「老人保健健康増進等事業 感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業報告書」の内容から、感染症対策の現状やBCPについて解説してもらいます。

介護サービス事業所における

感染症予防の現状と

地域内連携の必要性

1. はじめに

介護サービスは利用者やその家族が生活を送るうえで不可欠であることから、感染症が蔓延した場合であっても、事業所・施設は継続的にサービスを提供することのできる体制を構築することが重要である。このため令和3年度介護報酬改定では、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の強化が打ち出された。

このような背景のもと、株式会社NTTデータ経営研究所では介護サービス事業者を対象とした調査を通じ、前述した令和3年度介護報酬改定に盛り込まれた事項について実施状況等の実態や課題および対応が必要な事項を把握・整理し、感染症や自然災害の影響によらず安全・安心に利用し続けられる介護保険サービスの提供体制の構築に資する情報を得るため、厚生労働省より補助を受け「令和3年度老人保健健康増進等事業 感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業」（以下、調査研究事業と表す）を実施した。

調査研究事業では有識者による検討会（委員長は信州大学特任教授、ミネルヴァベリタス株式会社 顧問である本田茂樹氏）を立ち上げ、調査設計や

調査結果の分析などについて議論し成果物を取りまとめた。

本稿では、調査研究事業の成果物から介護サービス事業所・施設における感染症対策に焦点を当て紹介する。

2. BCPの策定状況

新型コロナウイルスの蔓延を契機として、令和3年度介護報酬改定により、すべての介護サービス事業者が感染症の蔓延を想定したBCP（業務継続計画:Business Continuity Plan）を策定することが義務付けられた（なお2024年3月までの経過措置期間がある）が、アンケート調査結果によると、調査時点の2021年11月では、事業所・施設のおよそ4分の1がBCPを策定済みであり、3年の経過措置期間が終了する2024年3月時点では、事業所・施設の4分の3が策定する見込みである。事業所・施設のなかには、BCPの策定について、経過措置期間を十分に使ってBCPを策定しようとしている事業所・施設がある可能性や、経過措置期間を過ぎても策定できないところが出る可能性もあることが示唆された（図表1）。

特に、BCPを策定するめどが立っていない事業所・施設においては、「策定の進め方がわからない」、「検討すべ

執筆 ▶



西尾文孝 ● 株式会社NTTデータ経営研究所
ライフ・バリュー・クリエイションユニット
マネージャー

これまで長年にわたり民間シンクタンク会社において国の介護分野等にかかる調査研究業務に従事。